

(平成18年5月1日現在)

(1) 事業主体の概要

介護保険事業所番号	4	6	7	5	9	0	0	1	0	6
※グループホーム名	グループホームサンライト									
※事業主体名(法人名)	社会福祉法人 桃蹊会					※代表者名	理事長 古江増蔵			

(2) ※事業の目的及び運営の方針

<p>認知症状態にある要介護者に対して、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事、など介護やその他日常生活上のお世話、機能訓練を行なうことにより、利用者が、自分の能力に応じて自立した日常生活を送ることが出来るよう支援する。</p>
--

(3) 組織の概要

※所在地	(〒899-6603) 鹿児島県霧島市牧園町高千穂3617番地640			
※連絡先	電話	0995-78-2320	FAX	0995-78-2582
交通の便 (最寄り交通機関等)	JR霧島温泉駅ー距離12km 車20分 林田バス牧場バス停徒歩10分			
開設年月日	平成15年11月14日	※ユニット数 と利用定員	(2)ユニット 利用定員(18)人	
※グループホームの 併設施設 (併設施設からのサービスがあればご記入ください。)	介護老人保健施設サンライトホーム			

(4) 建物の概要

※都市計画法上の用途地域	地域区分未設定都市計画区域			
※建物形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型			
※建物構造	(木造)造り (1 階建ての 1 階部分)			
※広 さ	敷地面積(4,618.98)㎡ 延床面積(529.80)㎡ 1室あたりの居室面積(11)㎡			
※二人部屋の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			

(5) 利用料等(入居者の負担額)

※家賃 (月額)	(15,000)円 500円 × 30 日		
※保証金の有無(入居時一時金)	<input type="checkbox"/> 有 ()円	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
	有の場合償却の有無	<input type="checkbox"/> 有 (期間:)円 <input type="checkbox"/> 無	
※食 費	朝食()円 昼食()円 夕食()円 おやつ()円 又は1日(700)円		
※その他の費用と徴収方法			
名 目	徴収方法	金 額(円)	
①理美容代			
②おむつ代		40円	
③ そ の 他	オムツカバー	1 枚 当 り	90円
	リハビリパンツ	1 枚 当 り	100円
	尿とりパット	1 枚 当 り	20円
	管理費	1 枚 当 り (光熱水費)	100円

(6) 入居者の概要

現在の入居者の状態	入居人数 (18名) [男性 (3名) 女性 (15名)] 要支援2 (1名) 要介護1 (4名) 要介護2 (6名) 要介護3 (2名) 要介護4 (5名) 要介護5 (0名) 年齢 (平均 84.0 歳) [最低 (69 歳) 最高 (97歳)]
※入居に当たっての条件	1. 要支援2～要介護5までの要介護者であり、認知症高齢者であり少人数による共同生活を営むことに支障がない方。 2. 主治医の診断書 (認知症状態にある) 3. 家庭環境により家庭での介護が困難な方。 (極端な暴力行為や自傷行為ある方を除く。) 4. 常時医療機関において治療をする必要が無いこと。
退居に当たっての条件	1. 利用者が要介護認定において、自立又は、要支援と認定された場合。 2. 利用者の病状、心身等状態が著しく悪化し、当ホームでの適当な介護サービスの提供が出来ないと判断された場合。

(8) その他

※提携医療機関名	霧島桜ヶ丘病院 霧島温泉クリニック 永利歯科医院
市町村と連携状況 (事業を受託している場合の事業名等具体的に記入してください。)	協力施設の介護老人保健施設サンライトホームには、牧園町在宅介護支援センターが設置されているので、情報提供体制はとれている。
入居者家族会等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
家族面会時間の設定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (8 時 ~ 19 時) <input type="checkbox"/> 無
介護相談員 (注) 等の受入状況	<input type="checkbox"/> 有 (具体的に記入してください。) <input checked="" type="checkbox"/> 無

(注) 「介護相談員」とは、「介護相談員派遣等事業実施要綱」(平成12年5月1日老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知別添1)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行なう者のこと。

(留意事項)

「※」の項目は、介護保険法施行規則第131条第1項第10号に該当する事項であることから、変更があった場合は10日以内に届け出る必要があります。

また、届出事項以外の項目以外も含め、少なくとも1年のうち一定の時期(各年5月1日現在)に情報を更新し、都道府県知事に届け出るものとする。